

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿島市及び太良町の第一次産業のSDGsの推進と産業の発展・活性化を図るため、地域の第一次産業従事者を対象に、鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会（以下「協議会」という。）の予算の範囲内において鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一次産業 日本標準産業分類の大分類A農業、林業及び大分類B漁業に該当するものをいう。
- (2) SDGs 持続可能な開発目標（平成27年国際連合本部「持続可能な開発サミット」採択）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、鹿島市又は太良町内で第一次産業に従事する者とする。

2 補助対象者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実

質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象事業(以下「補助対象事業」という。)は、鹿島市又は太良町で行う第一次産業におけるSDGsの推進に寄与する事業活動とし、別表第1に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び上限額は、別表第3に掲げる額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金の申請は、1回を限度とする。

(補助金の交付決定等)

第8条 会長は、前条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、補助金を交付することが適当でないとき、その旨を鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、申請の内容に変更が生じた場合又はやむを得ない事情により中止する場合は、あらかじめ鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

(1) 補助金の額に変更がない場合で、補助対象経費の配分又は執行計画を変更するとき。

(2) 補助目的及び効果に影響を及ぼさない程度の計画の細部を変更する場合。

(3) 区分ごとの流用額が20%に達しないような単なる区分内の金額変更や、経費の流用もなく減額見積であったなど。

2 会長は、前項の申請があった場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容等を変更することができる。

3 会長は、前項の規定により、補助金の交付決定の取消し又は変更をしたときは、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（概算払い）

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金概算払請求書（様式第6号）を会長に提出することで、概算払いで補助金の交付を受けることができる。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が終了したときは、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金実績報告書（様式第7号）に補助対象経費の支払いが分かる書類を添えて会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 会長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定による確定した額を、補助金の交付の決定を受けた者が提出する鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金請求書（様式第9号）に基づき交付するものとする。

2 第10条の規定により概算払いをした補助金がある場合にはこれを清算し、補助金を交付するものとする。

（関係書類の保管）

第14条 補助金の交付を受けた者は、交付の対象となった事業の状況、事業に係る経費の収支その他の事業に関する事項を明らかにする書類等を備え付け、事業完了年度の翌年度から5年間保管するものとする。

（適正管理）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用を

増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合を除く。）

2 補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を協議会に納付するものとする。

3 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了した後も取得財産等を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 会長は、次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助対象者が、本要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助対象者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合

(3) 補助対象者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

第17条 会長は、第12条の規定により補助金の額の確定をした場合において、確定した額が既に交付した補助金の額に満たないとき及び前条の取り消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還すべき額及び返還期限を定め、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金返還命令書（様式第10号）によりその返還を命ずることができる。

2 会長は、前項の返還を命ずる場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第19条第1項に準じて、返還命令に係る補助金を補助対象者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

3 会長は、補助金等の返還を命じ、これを補助対象者が納期日までに納付

しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に準じて、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずることができる。

4 会長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に準じて、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができることができる。

(補助金の返還の期日)

第18条 補助金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。

(交付対象事業の検査等)

第19条 会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して報告をさせ、又はその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、令和8年5月11日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業名	補助対象事業
第一次産業従事者を呼び込む事業	マッチングによる人材の受け入れを行う事業
カモの食害対策事業	食害対策で使う機器の購入又は賃借
自走支援補助金	“かしたら”が実施した事業に対する自走支援補助

別表第2（第5条関係）

(1) 第一次産業従事者を呼び込む事業・自走支援補助金

補助対象経費	内容
報償費	日当や謝金
旅費	交通費、通行料その他これらに類するもの
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷
燃料費	補助事業を行うために必要な車両のガソリン代、使用した草刈機等の燃料代
備品購入費	補助事業を行うために必要な備品購入費
消耗品費	文具、日用品、原材料費
通信運搬費	はがき、切手代、郵送代、インターネット回線料
保険料	補助事業を行うために必要な保険料
委託料	自己では実施が困難な事務等の委託費（事業の全ての委託は対象外）
使用料・賃借料	施設使用料、資機材賃貸料
その他	上記以外の経費で会長が適当と認めるもの

備考 補助対象外経費

- 1 団体の運営に係る経費、補助事業以外の活動に係る経費又は補助事業の実施に直接関係しない経費
- 2 その他会長が不適當又は不必要と認める経費

(2) カモの食害対策事業

補助対象経費	内容
備品購入費	機材購入費
消耗品費	補助事業を行うために必要な消耗品費
使用料・賃借料	機材賃貸料

別表第3（第6条関係）

事業名	補助金の額	上限額
第一次産業従事者を呼び込む事業	1年目 補助対象経費の2/3	10万円
	2年目 補助対象経費の1/2	
	3年目 補助対象経費の1/3	
カモの食害対策事業	1年目 補助対象経費の2/3	20万円
	2年目 補助対象経費の1/2	
	3年目 補助対象経費の1/3	
自走支援補助金	1年目 補助対象経費の2/3	30万円
	2年目 補助対象経費の1/2	
	3年目 補助対象経費の1/3	

鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付申請書

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 事業名
- 2 交付申請額 円
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助事業の目的
- 5 補助事業の事業計画書及び収支予算書
(別紙のとおり)
- 6 添付書類
鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会長が定める書類

様

鹿島・太良広域連携 S D G s 推進協議会
会長 印

鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金について下記のとおり決定したので鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 交付決定額

3 交付予定時期

4 条件事項

- (1) 事業完了後、速やかに鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金実績報告書（様式第 7 号）を提出すること。
- (2) 事業の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては会長の承認を受けること。
- (4) 交付決定に対して不服がある場合、申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定通知書受領の日から 1 4 日以内とする。
- (5) その他、鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金交付要綱の定めを守ること。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

鹿島・太良広域連携 S D G s 推進協議会
会長 印

鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金
については、下記の理由により不交付としたので鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補
助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

不交付理由

鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金について、下記のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- (注) 1 上記「関係書類」は、事業計画書及び収支予算書を作成し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 事業を中止し、又は廃止する場合にあっては、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。

第 号
年 月 日

様

鹿島・太良広域連携 S D G s 推進協議会
会長 印

鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）申請のあった鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金については、下記のとおり承認したので、鹿島・太良広域連携 S D G s 推進補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあったものとし、その内容は変更（中止・廃止）承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び変更交付決定額については、次のとおりである。変更前を上段（ ）書きで、変更後を下段に記載する。

事業に要する経費 金 円

変更交付決定額 金 円

年 月 日

鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金について、概算払を受けたいので、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金概算払請求額 金 円

3 補助金の振込先

金融機関名	銀行 支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定の通知があった鹿島・太良広域
連携SDGs推進補助金の実績について鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付
要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業の実施期間

3 事業の実施状況

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 収支決算に係る領収書の写し

4 補助金交付決定額と精算額

補助金交付決定額	金	円
(補助金既交付額)	(金	円)
補助金精算額	金	円

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会
会長 印

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金確定通知書

年 月 日付けの鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金の実績について
下記のとおり確定したので鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付要綱第12条
の規定により通知します。

記

1 事業名

2 交付確定額

3 交付条件

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付要綱の規定を遵守すること。

年 月 日

鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会
会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

印

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金として、下記金額を交付されるよう、鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付要綱第13条第1項の規定により請求します。

記

1 請求額	金	円
内訳		
交付確定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行	支店
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第10号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会
会長 印

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金返還命令書

鹿島・太良広域連携SDGs推進補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返還金額	金				円
返還期限		年	月		日
返還理由					
返還方法					
交付決定年月日	第 号	年	月		日
補助金交付決定金額	金				円
補助金既交付額	金				円
補助金交付確定金額	金				円